

II 学科概要

1. リハビリテーション学科の概要

1) 学科の方針

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）：DP】

リハビリテーション学科は、本学の建学の精神、基本理念、教育理念に基づき、在学中に下記の資質や能力を培った者に卒業を認め、学士の称号を与える。

- 1) 人権や多様な個性を尊重し、共生社会の実現に寄与する資質
- 2) 高い専門性と豊かな人間性を発揮して地域社会に貢献し、保健医療福祉の向上に寄与できる能力
- 3) 対象者のために、保健医療福祉に関わる人々と有機的な連携・協働ができる能力
- 4) - 1. 対象者の運動機能を改善するために、科学的根拠に基づき、効果的で安全な理学療法を提供できる能力（理学療法学専攻）
- 4) - 2. 対象者の主体的な生活を支援するために、科学的根拠に基づき、効果的で安全な作業療法を提供できる能力（作業療法学専攻）
- 5) 科学的思考をもって主体的に学修し、理学療法学・作業療法学を発展させる能力

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）：CP】

リハビリテーション学科のディプロマ・ポリシーに基づき、科学的思考をもって主体的に学修する能力を養うため、講義、演習、ゼミナール等の組み合わせを用い、科目に適した形態の授業を編成する。

- 1) 人権や多様な個性を尊重し、共生社会の実現に貢献できる資質を育成するために、基礎教育科目を配置する
- 2) 保健医療福祉に携わる一員として他職種と連携・協働できる能力を育成するために、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」について学ぶ専門基礎科目を配置する
- 3) 科学的根拠に基づいた理学療法・作業療法の実践に必要な基礎的な知識を修得するため、「人体の構造と機能および心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」について学ぶ専門基礎科目を配置する
- 4) - 1. 対象者の運動機能の改善を目的とした、高度で専門的な理学療法の実践能力育成のため、理学療法評価法および治療法について学ぶ専門教育科目を配置する（理学療法学専攻）
- 4) - 2. 対象者の主体的な生活を支援することを目的とした、高度で専門的な作業療法の実践能力育成のため、作業療法評価法および治療法について学ぶ専門教育科目を配置する（作業療法学専攻）
- 5) 豊かな人間性と社会性を養うため、担任制度等による個別・少人数指導を重視した教育を行う

【アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）：AP】

リハビリテーション学科は、建学の精神と基本理念を理解し、教育理念を実践する意欲のある人材を求める。

- 1) 理学療法士・作業療法士を志している人
- 2) 理学療法学・作業療法学を学ぶために必要な基礎学力のある人
- 3) 基礎的コミュニケーション能力を有している人
- 4) 他者を思いやる心がある人
- 5) 何事にも根気強く臨み、責任を持って最後までやりとげる人
- 6) 基本的生活態度が身についており、心身の健康に気を配れる人
- 7) - 1. 人の運動や動作のメカニズムに関心を持っている人（理学療法学専攻）
- 7) - 2. 人の生活を専門的な視点から支援し、社会に貢献したいと思っている人（作業療法学専攻）

2) 教育目標

【教育目的】

建学の精神、教育理念に基づき、リハビリテーション学科は以下の教育目的を掲げています。

幅広い知性と豊かな感性のもとで、人間を尊重する態度と高い倫理観、人間を統合的な存在として理解する能力、他者への共感的理解と援助の人間関係の形成能力、多様なチームとの連携・協働力、科学的思考と問題解決能力、継続的な主体的学修能力を授けるとともに、専門分野の基礎・基本となる知識および技術と専門職業人としての態度を教授する。

【教育目標—養成する人材像】

本学の教育理念および教育目的を具現化するため、以下に掲げる特性を備えた理学療法士・作業療法士を育成します。

1. 生命の尊厳や人権を守り、人々の多様な価値観や意思を尊重できる。
2. 全人的理解を基盤とした人間関係を形成できる。
3. 科学的に裏付けされた専門的知識と技術でリハビリテーションの実践ができる。
4. 保健医療福祉チームの一員として他職種と連携・協働できる。
5. 問題解決に向けた科学的思考能力と主体的学修能力で自己成長できる。

3) 教育課程

(1) カリキュラムの特色と構成概念

リハビリテーションとは、単に手足の機能回復などの部分的な意味にとどまるものではなく、人間全体として「人間らしく生きる権利の回復（全人的復権）」を意味するものです。これを遂行するために理学療法士・作業療法士は、科学的思考に基づいた専門的知識・技術を用いて、保健医療福祉チームと協働してリハビリテーションサービスを提供します。

リハビリテーション学科では、様々な状況や環境にある国民のリハビリテーションに対する期待に応えられるリハビリテーション専門職としての理学療法士・作業療法士の育成を目指しています。本学のカリキュラムは、医療技術の高度化、多様化に対応できる幅広い教養とグローバルな視野を持ち、主体的に学び、考え、行動する人材の育成及び地域医療・福祉に貢献することができるように構成されています。

(2) 教育課程の編成

教育課程の編成は、教育目的を達成するための人材育成に必要な内容を授業科目として設定し、「基礎教育科目」、「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」の三領域で編成しています。また、理学療法士・作業療法士の養成施設としての指定規則条件を充足しつつ、選択科目を多く開講し、リハビリテーション学科で掲げた人材育成に必要な科目を配置しています。

教育課程の各概念の間には相互関係が存在することを前提に、「基礎教育科目」と「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」の三領域に配置した各教科目の内容が、有機的に関連性を持ち、体系的に学修できるように編成し、各領域における授業科目間の授業内容は、関連性と一貫性を保つよう設定しています。

なお、教育課程編成には、基礎教育科目→専門基礎教育科目→専門教育科目において、講義内容が順次理解できるように、内容の連続性と関連性を重視しています。教育科目の開講年次および前期、後期への配分については、これらのことを十分に考慮して配置しています。

(3) 教育課程進度表

1) 楔形配置

教育課程の進行は、「基礎教育科目」をベースに「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」と学んでいきますが、相互に関連して学びを深めていくことを目的に楔形に配置しています。

リハビリテーション医学は「ヒト」を対象に研究する学問ですので、人間理解に必要な幅広い知性と豊かな感性を育て、学生自身の人間性を育てるための教科目は、「基礎教育科目」として低学年に配置し、人間に関する学際的な学問領域の教科目を設定しています。

専門職業人を育成するための教科目は、「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」に設定し、理学療法士・作業療法士として必要な専門的知識・技術はそれらの領域で学修します。学年が進むにしたがい、「専門教育科目」が増えていきますが、「基礎教育科目」と「専門教育科目」が関連付けて学修できるように、「専門教育科目」を1年次から配置し、「基礎教育科目」も可能な限り、楔形で配置しています。

2) 学年の特徴

1年次では、基礎教育科目を配置し、人間理解の基礎となる学問的知識を得るとともに、学生個人の価値観や人間観を育て、科学的思考力や大学人として主体的・自律的に学ぶ姿勢を身に付けることを目標としています。同じく、1年次から専門基礎教育科目、専門教育科目を配置しているのは、「専門教育科目」への導入と「基礎教育科目」と「専門教育科目」の関連性を確認しながら学ぶことで、今後の学修への関心を高め、明確な動機付けとなることを目的としているからです。

2年次では、「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」数が増え、「基礎教育科目」で学んだ知識を関連させ、活用しながら、専門教育科目の基礎を修得することを目的としています。

3年次では、「専門教育科目」の講義・演習・実習をとおして、専門的知識を深め、最終学年における統合化に向けて準備することを目的としています。

4年次では、3年次までの学修に加え、さらなる実習でリハビリテーション領域の広がり学ぶとともに、卒業時の学修到達度と今後の目標や自己課題を明らかにすることを目的としています。

3) 臨床実習

リハビリテーション学は実践の科学であり、そのために必要な臨床実習には多くの時間を割いています。臨床実習は、既修の理論と知識、技術を体験的に学ぶ学修であり、また、臨床実習の体験から、リハビリテーションの現象を意味付け、リハビリテーションを知として学ぶ学修でもあります。特に「臨床実習Ⅲ」、「臨床実習Ⅲ」、「臨床実習Ⅳ」(2019年度～)は、当該領域の講義・演習を学修したのちに実習を配置しています。

4) 主体的学修

学修の主体は、学生であることから、それぞれの授業科目において、学生自らが積極的に参加し、主体的に学修に取り組むことで、自らの課題を達成していくこと、並びに学生の個別性に応じて、多領域にわたり、学問的興味や関心を持つことができることを目的に、演習の学修時間を多くしています。グループワークなどのチーム学修をとおして、学生相互に学びを深めるとともに、調整する能力や協働する能力、ディスカッション能力を育成することもねらいとしています。

Ⅲ 履修の概要

1. 履修方法

(1) 卒業要件総単位数

本学を卒業するためには、下記の表が示す単位数の修得が必要となります。

《リハビリテーション学科》

理学療法学専攻（～2018年度まで）

科目区分	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目	小計
必修単位	10 単位	33 単位	7 単位	50 単位
選択単位	12 単位以上	5 単位以上	57 単位以上	74 単位以上
小計	22 単位以上	38 単位以上	64 単位以上	124 単位以上

作業療法学専攻（～2018年度まで）

科目区分	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目	小計
必修単位	10 単位	33 単位	7 単位	50 単位
選択単位	12 単位以上	5 単位以上	57 単位以上	74 単位以上
小計	22 単位以上	38 単位以上	64 単位以上	124 単位以上

理学療法学専攻（2019年度～）

科目区分	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目	小計
必修単位	10 単位	37 単位	60 単位	107 単位
選択単位	12 単位以上	2 単位以上	3 単位以上	17 単位以上
小計	22 単位以上	39 単位以上	63 単位以上	124 単位以上

作業療法学専攻（2019年度～）

科目区分	基礎教育科目	専門基礎科目	専門科目	小計
必修単位	10 単位	37 単位	61 単位	108 単位
選択単位	12 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	16 単位以上
小計	22 単位以上	39 単位以上	63 単位以上	124 単位以上

(2) 算定基準

大学で履修する授業科目には、それぞれ「単位」という一定の基準が定められています。1単位とは、学生が1科目について行う45時間（2単位の場合は90時間）の学習活動を意味し、その学習活動とは授業と自習からなります。授業科目の1単位あたりの時間数は、授業形態に応じた教育効果や自習時間等を考慮したものです。

〈1単位あたりの授業時間数〉

講義・演習	15時間～30時間までの範囲で本学が定める時間の授業を持って1単位
実験・実習・実技	30時間～45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を持って1単位
1つの授業科目の中に講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2つ以上を併用	1つの授業科目に 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2つ以上の方法の併用により行う授業については、組み合わせに応じ、30時間～45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を持って1単位としています。

(3) 単位の「修得」について

単位の「修得」は、「履修登録」した科目の所定の授業実施時間数の3分の2以上を出席し、定期試験を受験し合格することで、その科目の単位を修得することができます。

ただし、科目によっては、試験の成績にレポート（課題）の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。

2. 履修科目

必ず履修しなければならない必修科目と各区分の中から指定された単位数以上を自由に選択できる選択科目を履修します。

(1) 基礎教育科目（必修科目10単位、選択科目25単位から12単位以上選択）

「科学的思考の基礎」 必修科目5単位、選択科目10単位から7単位以上選択

リハビリテーション学の基礎となる学問的探究心と科学的思考力を養います。

「人間と生活」 必修科目2単位、選択科目11単位から3単位以上選択

人間に関する学際的な学問領域について学び、価値観や人間観を育て、主体的・自律的に学ぶ姿勢を身に付けます。

「語学」 必修科目3単位、選択科目4単位から2単位以上選択

語学学修をとおして、他者との交流におけるコミュニケーションに必要なスキルを学びます。

(2) 専門基礎教育科目

必修科目33単位、選択科目13単位から5単位以上選択

必修科目37単位、選択科目5単位から2単位以上選択（2019年度～）

「人体の構造と機能及び心身の発達」

必修科目19単位（2018年度まで）

必修科目17単位（2019年度～）

リハビリテーション学を学ぶ上で必修の基礎知識である人体の構造と機能及び心身の発達について、解剖学、生理学、運動学を中心に学びます。

「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」

必修科目11単位、選択科目10単位から4単位以上選択（2018年度まで）

必修科目16単位、選択科目3単位から1単位以上選択（2019年度～）

リハビリテーションの対象となる疾病や障害の成り立ち及び回復過程の促進について、基礎医学を学修するとともに、理学療法士・作業療法士の臨床場面において、障害を把握できる能力を養い、問題解決能力の基礎となる知識を修得します。

「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」

必修科目3単位、選択科目3単位から1単位以上選択（2018年度まで）

必修科目4単位、選択科目2単位から1単位以上選択（2019年度～）

保健医療福祉チームの一員として、かつリハビリテーションを共通言語とした他職種との連携・協働力の育成に必要なコミュニケーションのあり方やチーム医療を総合的に学修します。

(3) 専門教育科目

卒業要件：必修科目を含む64単位以上

卒業要件：必修科目を含む63単位以上（2019年度～）

専門教育科目は、専攻別に以下の区分で設定されています。ただし両専攻において「共通・連携科目」（必修7単位、選択5単位）を設定し、理学療法・作業療法の枠を超え、時勢に対応する広い視野を持つ専門職を目指します。これにより、リハビリテーション学科として、両専攻の学生が互いに将来の様々な領域での協業をイメージすることができます。

[理学療法学専攻]

「基礎理学療法学」

選択科目5単位から5単位選択（2018年度まで）

必修科目6単位（2019年度～）

理学療法の概要を知るとともに、「理学療法セミナーⅠ～Ⅲ」においては学年に応じた臨床実習に向けて科学的思考を模擬的に学修し、かつ学生が主体的に学修する能力を身につけます。これらは、探求型課題解決学習能力の修得に繋がるものです。

「理学療法評価学」

選択科目8単位から8単位選択（2018年度まで）

必修科目6単位、選択科目1単位（2019年度～）

疾病や障害に応じた理学療法評価を学び、それらの結果を統合・解釈する能力を養います。

「理学療法治療学」

選択科目19単位から高次脳機能障害学、徒手関節治療学、スポーツ理学療法学を除く科目16単位選択（2018年度まで）

必修科目16単位、選択科目3単位および共通・連携科目の選択科目3単位から3単位以上選択（2019年度～）

疾病や障害に応じた理学療法を提供するための知識と技術を学びます。また、「高齢期障害理学療法学」では、障害者のみならず、健康な高齢者に対する健康増進や介護予防の領域での予防的リハビリテーションの各論を学びます。

「地域理学療法学」

選択科目2単位から2単位選択（2018年度まで）

必修科目2単位（2019年度～）

地域リハビリテーションの概念・背景などに基づく、理学療法士の役割や他職種との連携のあり方を住環境整備もふくめて学びます。

「理学療法臨床実習」

選択科目20単位から20単位選択（2018年度まで）

必修科目20単位（2019年度～）

臨床実習は、既修の理論と知識、技術を病院等の臨床の場で体験的に学びます。「臨床実習Ⅰ」では、理学療法士の社会的な意義を理解するとともに、臨床実習指導者のもとで理学療法に関連する検査・測定を体験します。「臨床実習Ⅱ」では、臨床実習指導者のもとで対象者を担当し、対象者を理解するための理学療法評価を実施し、理学療法計画を立案します。「臨床実習Ⅲ」、「臨床実習Ⅲ・Ⅳ（2019年度～）」では、臨床実習指導者のもとで対象者を担当し、理学療法評価、計画立案から実施までの一連の過程を実施・体験するとともに、他職種との連携・協働など専門職としてのあるべき行動を実習します。

[作業療法学専攻]

「基礎作業療法学」

選択科目7単位から7単位選択（2018年度まで）

必修科目6単位（2019年度～）

作業療法の概要を知るとともに、「作業療法セミナーⅠ～Ⅲ」においては学年に応じた臨床実習に向けて科学的思考を模擬的に学修し、かつ学生が主体的に学修する能力を身につけます。これらは、探求型課題解決学習能力の修得に繋がるものです。

「作業療法評価学」

選択科目7単位から7単位選択（2018年度まで）

必修科目5単位（2019年度～）

疾病や障害に応じた作業療法評価を学び、それらの結果を統合・解釈する能力を養います。

「作業療法治療学」

選択科目21単位から作業療法治療学特論（治療理論）、作業療法治療学特論（シーティング）、作業療法治療学特論（ハンドセラピー）、作業療法治療学特論（評価と治療の原理・原則）2019年度～を除く科目18単位選択（2018年度まで）

必修科目17単位、選択科目4単位および共通・連携科目の選択科目3単位から2単位以上選択（2019年度～）

疾病や障害に応じた作業療法を提供するための知識と技術を学びます。また、「高齢期障害作業療法学」では、障害者のみならず、健康な高齢者に対する健康増進や介護予防の領域での予防的リハビリテーションの各論を学びます。

「地域作業療法学」

選択科目2単位から2単位選択（2018年度まで）

必修科目2単位（2019年度～）

地域リハビリテーションの概念・背景などに基づく、作業療法士の役割や他職種との連携のあり方を住環境整備もふくめて学びます。

「作業療法臨床実習」

選択科目21単位から21単位選択（2018年度まで）

必修科目22単位（2019年度～）

臨床実習は、既修の理論と知識、技術を病院等の臨床の場で体験的に学びます。「臨床実習Ⅰ」では、作業療法士の社会的な意義を理解するとともに、臨床実習指導者のもとで作業療法に関連する検査・測定を体験します。「臨床実習Ⅱ」では、臨床実習指導者のもとで対象者を担当し、対象者を理解するための作業療法評価を実施し、作業療法計画を立案します。「臨床実習Ⅲ」、「臨床実習Ⅲ・Ⅳ（2019年度～）」では、臨床実習指導者のもとで対象者を担当し、作業療法評価、計画立案から実施までの一連の過程を実施・体験するとともに、他職種との連携・協働など専門職としてのあるべき行動を実習します。